

## セッション「教育とヴォランティアズム」

土井 貴子(比治山大学短期大学部)

「教育とヴォランティアズム」と題する比較教育社会史研究会の新たなセッションが2014年3月15日(日)午前に開催された。三時眞貴子氏(広島大学)が司会をつとめ、光永雅明氏(神戸市外国語大学)が「J・S・ミルと「ヴォランティアズム」」と題する報告を、岩下誠氏(青山学院大学)が「教育ヴォランティアズムはなぜ国家教育を代替できたのか？—国民協会の設立過程の検討から」と題する報告を行った。はじめに三時氏より本セッションの趣旨説明がなされた。本セッションは、イギリスを事例に「ヴォランティアズム」として表象された／する出来事が持つ社会的意味とそこから見える課題について議論したいとして企画された。

最初に光永氏が報告された。古典的自由主義の代表的な理論家であるJ. S. ミルの思想と「ヴォランティアズム」の関係を明らかにする報告であった。ミルの『経済学原理』と『自由論』を中心に、「個人のヴォランティアな行為」と「団体のヴォランティアな行為」がどのように議論されていたかが丹念に考察された。ミルが人間の結婚と出産、親による子どもの教育の選択を「個人によるヴォランティアな行為」とみなしており、貧民による結婚や教育選択における「ヴォランティアな行為」の帰結に懸念を持っていたこと、その懸念を払拭するために「自由放任原則」に例外を設け国家による学校教育の介入を奨励するなど法的規制を容認し、国家の役割を強調していたことが示された。また、ミルは中流階級のキリスト教的な宗教観や道徳観が「世論」を形成し、さらにはそれが議会での立法措置といったかたちで国家権力と結びつくことをおそれており、こうした「多数者の専制」による「個性」の抑圧を危惧して「危害原則」を打ち出したこと、「多数者の専制」が「ヴォラン

タリな団体」に大きな足場を置くとの理解から「団体によるヴォランタリな行為」に対して積極的に評価しつつも他方で懸念を有していたことが示された。こうした「ヴォランタリな団体」への懸念は、ミルの基礎教育制度論のなかに見られた。ミルは、公教育が「万人」のための「世俗教育」でなければならず、宗教的な排除と不平等という点でキリスト教的な公教育を推進する諸団体を批判した。

ミルは、個人の「ヴォランタリな行為」や「ヴォランタリな団体」の活動を無条件に優先したり賞賛したりしてはいない。ミルの思想が「ヴォランタリズム」と、それは「強制よりもヴォランタリな行為に依拠する原理」である最広義の「ヴォランタリズム」についても「任意団体」の活動に焦点をあてた狭義の「ヴォランタリズム」についても、単純には整合しないことが明らかにされた。

岩下氏の報告は、1811年10月に誕生した「国教会の狭義に基づいてイングランドとウェールズに貧民教育を促進するための国民協会」(以下「国民協会」と略記)の設立過程を、国教会派内部の葛藤とその調整という観点から詳細に検討されたものであった。当初の協会設立案は、高教会派が作成したキリスト教知識普及協会の会員で運営される「首都協会」とするプランであった。それが調整によって、寄付金拠出者であれば参加可能な総会を設け、そこで選出される委員が執行権力を有する「国民協会」となったことが示された。国民協会は、国教会高教会派の計画が挫折し、寄付金民主主義が採用され、当初案よりもはるかに民主的な運営組織をもつ「公共的な」団体となった。これによって国家がナショナル・スクールに非国教徒の子弟も包摂しようとの判断を下しヴォランタリな任意団体を通じた民衆教育政策を展開していくことを可能にする条件となったと指摘された。

つづいて高田実氏(下関市立大学)が、ヴォランタリズム研究をすすめていく意義を問いつつ、問題提起をされた。一つ目は、ヴォランタリズムとは何かという大きな視点からの問題提起であった。高田氏はヴォランタリズムを、「誰かに強制されることなく、自発的意志に基づいて行動し、他者との連帯の中で、自らが決めたルールを守りながら「よき社会」を構築しようとする行為と価値観」と定義した上で、「あらゆる人がヴォランタリ「する」時代」とされるイギリス近代において、その動因をどのように考えるのか、どのような社会がめざされていたのか、教育の領域においてはどのような人間の育成がめざされたのかを議論する必要性が指摘された。また、ヴォランタリズム(自発性)は「自由」を用いて自分たちの社会を創造する力となっており、岩下氏の報告で示されたように、それは国家による枠組みやルールの構築によっていっそう促進された。ヴォランタリズムは、国家からの権限移譲であったり、国家の政策の「導きの糸」として機能したという解釈が示された。

問題提起の2つ目は、ヴォランタリズムを動かす力とその反作用への着目である。ヴォランタリなものは、その規範化によって、高田氏の言葉では「ヴォランタリなものへの圧制」、光永氏の報告では「多数者の専制」につながる可能性がある。イギリス近代は、既存の任意団体を否定するかたちで類似の任意団体が新たに組織され活動する、多数の任意団体が活動を展開する社会であったと捉える。こうしたヴォランタリズムは、イギリス社会の漸進的な変化と多元的価値の複合体としての自由を支えていたとの解釈が示された。

フロアを交えての議論では、めざされた「よき社会」の姿、国家と任意団体の関係、任意団体と個人の関係、「民主主義」・「公共性」・「ヴォランタリズム」の関係、ヴォランタリズムを支える経済的背景、国際比較の視点といった論点が出された。いずれの論点においても、分析概念としてのヴォランタリズムの定義や射程が問われたように思う。ヴォランタリズムはすべての階級の行為に適用でき、動的なものであると高田氏はコメントされた。だからこそヴォランタリズムは、18世紀末から20世紀まで、連続性を持ちつつも、その担い手、ヴォランタリな団体の持つ公共性、国家との関係(許可、規制、協働)、自律性や自発性の問題、こうした点において変容した。教育という営みにおけるヴォランタリなものへの役割とその限界、ヴォランタリなものを動かす力について議論を深めていければと感じた。高田氏のコメントに「ヴォランタリズムは国境を越えやすい」という指摘があった。今大会の「教育とヴォランタリズム」のセッションはイギリスについての報告であったが、本研究会の特質でもあるナショナルな枠を超えた多様な世界の経験を共有できるセッションとして今後も継続されることを期待したい。